

国民健康保険税算出例

均等割額と所得割額を合計した後に、100円未満の端数を切り捨てます。

例1 次の3人世帯の場合

	続柄	年齢	所得
Aさん	世帯主	50歳	500万円（給与所得）
Bさん	妻	50歳	なし
Cさん	子	20歳	なし
国民健康保険税 課税標準額			457万円 = 500万円 - 43万円

				(100円未満切捨)
医療分	均等割額	3人 × 30,500円 = 91,500円	356,560円	医療分計 356,500円
	所得割額	4,570,000円 × 5.80% = 265,060円		
支援金分	均等割額	3人 × 10,900円 = 32,700円	127,756円	支援分計 127,700円
	所得割額	4,570,000円 × 2.08% = 95,056円		
介護分	均等割額	2人 × 12,600円 = 25,200円	109,288円	介護分計 109,200円
	所得割額	4,570,000円 × 1.84% = 84,088円		
子ども分	均等割額	3人 × 1,900円 = 5,700円	19,710円	子ども分計 19,700円
	18歳以上均等割額	3人 × 100円 = 300円		
	所得割額	4,570,000円 × 0.30% = 13,710円		
令和8年度国民健康保険税				613,100円

例2 次の2人世帯の場合

	続柄	年齢	所得
Dさん	世帯主	70歳	200万円（年金雑所得）
Eさん	妻	70歳	なし
国民健康保険税 課税標準額			157万円 = 200万円 - 43万円

				(100円未満切捨)
医療分	均等割額	2人 × 30,500円 = 61,000円	152,060円	医療分計 152,000円
	所得割額	1,570,000円 × 5.80% = 91,060円		
支援金分	均等割額	2人 × 10,900円 = 21,800円	54,456円	支援分計 54,400円
	所得割額	1,570,000円 × 2.08% = 32,656円		
子ども分	均等割額	2人 × 1,900円 = 3,800円	8,710円	子ども分計 8,700円
	18歳以上均等割額	2人 × 100円 = 200円		
	所得割額	1,570,000円 × 0.30% = 4,710円		
令和8年度国民健康保険税				215,100円